

第10回定例理事会議事録

日 時：2019年(平成31年)2月21日13：30-14：15

場 所：日本人会事務局ミーティングルーム
(ピア・マリン1階101C号室)

出席者：理事12名、監事2名、事務局1名、(欠席理事3名)

議 事：【理事会資料は日本人会事務局にて公開しております。ご興味のある方は是非ご覧下さい。】

1. 理事会成立の確認

理事定数15名の3分の2の出席を確認。

2. 報告

(1) 教育部(権田部長)

- ・学校理事会の報告
- ・全日制2名の教員が帰国、新たに2名が着任予定。
- ・全日制卒業式は、3月14日(木)、補習授業校卒業式は3月16日(土)に開催予定。

(2) 文化部(渡邊部長)

- ・3月のアートアンドクラフトフェア開催に向け、冊子校正、及び当日プログラムについての確認作業、当日に向けての準備が進められている。
- ・第二回説明会を、2月15日(金)14：00より事務局にて開催した。

(3) 青年部(吉野部長)

- ・秋祭り寄付全て受領完了。最終監査を残すのみとなった。

(4) 商工部(渡邊部長)

- ・グアム労働局によるセミナーを、2月19日(金)ニッコーホテルにて開催した。講師は、Department of LABOR Administrator Fair Employment Practice Divisionの Mr. JEFFREY J.D. SABLANで、17名の参加があった。

(5) 渉外広報部(玉崎部長)

- ・日本人会ニュース「ラッテ」編集会議を2月19日(火)に実施。
- ・3月15日発行3月号
トップニュース=アート&クラフトフェア報告ならびに定時総会のお知らせ、日本人会お知らせ=セミナー報告、会員紹介=DFS GUAM
- ・4月15日発行4月号
トップニュース=選挙管理委員会ならびに定時総会のお知らせ、日本人会お知らせ=退任理事挨拶(500字~1,500字、対象者数に応じて)、会員紹介=グアムで活躍する子供たち

(6) 総務部(中村部長)

- ・1月31日付けメール審議結果確認
 - ①総務部：事務局電話機の購入(可決)
 - ②渉外広報部：日本人会ニュースにおける、日本人学校紹介ページの取り扱いを教育部を通す(可決)
 - ③会計部：2018年12月末締め会計報告に関して(審議保留、第10回定例理事会で採決する)
 - ④商工部：グアム労働局によるセミナー開催(可決)
- ・会員保険加入者(2月)24名(前月比1名増)
- ・サイパン台風被害義援金について、合計額3,719ドル64セントについての対処の検討を行い、2015年の台風義援金寄付を行ったと同じく、AMERICAN RED CROSSを窓口として行う事と決定した。

・事務局での「古本のみの市」は現在も続行中。書籍65冊、DVD10枚程の売り上げがあった。

・日本人会ホームページの「お問い合わせはこちら」のコーナーを見た方からの様々な問い合わせについては、(書籍の寄付について、探し人についてなど)一旦、総務部、渉外広報部への確認とし、事務局より回答する事としている。

・事務局の電話の不具合により、新しいものを設置した。

(7) 会計部(横田部長)

・1月締めの会計報告書はメールにて各理事・監事へ配信報告をした。

3. その他

次回、第11回定例理事会は2019年3月21日13：30より、日本人会事務局会議室にて開催予定。

総務部 部長 中村 一樹

Eメールアドレス登録のお願い

日本人会からの情報配信の為にEメールアドレス登録ご希望の方は、下記アドレスまでお申し込みいただきます様お願い致します。

*いただきましたEメールアドレスは日本人会名簿には掲載いたしません。

日本人会事務局：jpclub@teleguam.com

2019年夏、第25回参議院議員通常選挙実施!

海外からの投票には、在外選挙人名簿登録が必要です。登録には、3か月程度かかる場合がありますので、ぜひ今手続きを!



「大切な未来を築く、その権利」

在外選挙登録資格

- ①18歳以上 ②日本国籍を保持して
- ③海外に3ヶ月以上お住まいの方(出国時登録申請を除く)

登録・投票は簡単です

必要書類を準備し申請書に記入、大使館、総領事館窓口で登録申請

3か月以内に大使館などから住所確認の連絡を受ける

在外選挙人証の受取

用意する物

- 旅券 申請書
- 居住している事を証明できる書類(在留届を提出済の方は不要です)
- 固定電話又は携帯電話

同居家族による代理申請もできます。

申請者の上記書類と署名入り在外選挙人名簿登録申請書と申出書[※]、代理の方の旅券をご用意ください。
※申請書と申出書は領事館窓口または総務部のホームページから入手できます。

在外投票は次の3つの方法から選択できます

直接派? 郵便等投票 国内派?

郵送派?

在外公館投票
直接日本大使館・総領事館(領事事務所)に出向いて投票する方法。

郵便等投票
投票用紙等を事前に請求して、配紙の上、登録先の選挙管理委員会へ郵送する方法。

国内派?
日本国内で投票
一時的に帰国した方や帰国後に入国届を提出して3か月未満の方は、日本国内でも投票できます。

- 【外務省】
1. 平成22年5月に憲法改正国民投票法が施行されました。在外選挙人証をお持ちの方は国民投票にも投票できます。
 2. 平成30年6月から出国時登録申請が始まりました。国外転出する際に市区町村の窓口で申請できます。

詳しくは、在ハガツニャ日本国総領事館

TEL: 1-671-646-1290 Mail: infocgj@ag.mofa.go.jp または 外務省 在外選挙 検索 まで